

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年5月31日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、Aに所在する会社Bに雇用され、営業職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成2年7月25日、上司の運転する車に同乗し帰社途中、交差点内でタクシーに衝突され（以下「本件災害」という。）負傷したため、複数の医療機関で加療し、平成4年2月19日、治癒（症状固定）した。

請求人は、平成24年3月9日、本件災害との因果関係があるとして、監督署長に「尾骨骨折の既往、変形性頸椎症、右肩石灰沈着性腱板炎」「高次脳機能障害」「右感音難聴」に係る療養補償給付及び平成2年7月25日から同年8月31日までの間の休業補償給付を、また、平成24年4月13日に「頭部打撲、脳挫傷」等に係る障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、療養補償給付については本件災害との因果関係が認められないとして、また、休業補償給付及び障害補償給付については、労災保険法第42条の規定による時効が成立し、請求権が消滅しているとして、これらを支給しない旨の処分（以下「第1処分」という。）をした。

請求人は、第1処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成26年6月13日付けでこれを棄却した（平成25年労第403号。以下「前々回裁決」という。）。

- 3 また、請求人は、平成2年9月30日C医療機関に受診したところ、「うつ病」と診断され、平成4年2月14日には、D医療機関に受診し「うつ病」と診断された。その後、平成21年8月3日、E医療機関に転医し「反復性うつ病性障害」

と診断された。

請求人は、平成24年10月18日、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「第2処分」という。）をした。

請求人は第2処分を不服として、審査請求を経て再審査請求をしたが、当審査会は、平成26年11月12日付けでこれを棄却した（平成26年労第65号。以下「前回裁決」という。）。

4 本件は、請求人が、前々回裁決及び前回裁決後の各傷病に係る療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年2月6日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人は時効により請求権が消滅する前に、療養補償給付の請求をしたか、また、請求人の傷病が本件災害による傷病の再発ないし本件災害に起因する新たな傷病と認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、時効により請求権が消滅する前に届出をした、本件災害に起因す

る傷病の療養が続いていると主張していることから、上記請求人の各主張について、以下検討する。

(2) 請求人は、F 医療機関の診断書に平成 4 年 3 月 19 日の受付印があることから、2 年の時効は完成されていない旨の主張をするが、上記診断書は「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」であり、時効により請求権が消滅する前に監督署長に療養補償給付を請求したと認められないことから、請求人の上記主張は採用することができない。

(3) 請求人は、本件災害に起因する傷病の治療が継続している旨を主張するが、決定書理由に説示のとおり、外傷によるいずれの傷病も、本件災害に起因した新たな傷病とは認められず、本件災害による原傷病が再発したものとも認められない。

また、精神障害については、前回裁決後本件災害に起因する新たな精神障害を発病したことを証する医学的資料の提出がないことから、決定書理由に説示のとおり、請求人の主張は採用することができない。

さらに、請求人が提出した一件記録を精査するも、上記判断を変更すべき事実は認められなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和 2 年 1 月 29 日